

笠松競馬ミニ場外発売所開設要綱

(目 的)

第1条 笠松競馬は長引く景気の低迷やレジャーの多様化のもとで発売額が大幅に減少し、岐阜県地方競馬組合（以下「競馬組合」という。）の財政は大変厳しいものとなっていることから、低コストで収益の効果が見込まれるミニ場外発売所(以下「ミニ場外」という。)の開設を進めることにより、競馬組合競馬事業の経営健全化と一層の振興発展を期することを目的とする。

(対象地域)

第2条 ミニ場外の設置は、原則として岐阜県内を対象地域とする。

(設置場所)

第3条 ミニ場外を設置する場所は、次の要件のすべてに適合する場所とする。

- ① 学校その他の文教施設、病院その他の医療施設及び児童福祉施設から200m以上の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障をきたすおそれがないこと。
- ② 都市計画に用途地域が定められた地域にあっては、第2種住居地域、商業地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域であること。
- ③ 所轄する警察並びに所在地の関係者の理解が得られること。

(名 称)

第4条 ミニ場外の名称は、「笠松競馬ミニシアター〇〇」とする。

(開設推進の決定)

第5条 ミニ場外の開設については、広く希望者を募る中から、申請を受け競馬組合が計画の実現性、信頼性、採算性、資金力などについて審査し開設推進を決定し、農林水産大臣の承認を得たのち、必要な契約を締結して開設するものとする。

- 2 前項の開設推進を決定するにあたっては、別に定める笠松競馬ミニ場外発売所開設推進審査会の意見を聞くものとする。
- 3 競馬組合が開設推進を決定したときは、ミニ場外の開設申請者は、別表に定める確認書を提出するものとする。
- 4 開設推進決定の日から3年以内に地元自治会及び地元自治体との協議が整わない場合は、第1項の開設推進決定の効力は失うものとする。

(開設にあたっての方法)

第6条 ミニ場外の運営等の事務は競馬法第21条の規定に基づき委託することとし、受託者自らの経費を負担し、ミニ場外を設立（トータリゼータシステム等、発売に必要な機器を含む）のうえ提供する。なお、発売する勝馬投票券は笠松競馬とし、それ以外の競馬については競馬組合が指定した競馬とする。

(運 営)

第7条 ミニ場外の運営には、十分な警備体制及びトータリゼータシステム関係機器の保守体制を整えるものとする。

(委託料)

第8条 競馬組合は、受託者が笠松競馬の勝馬投票券を発売した場合には、次の委託料の額を支払う。

- ① 開設後2年間は、発売金額（返還金を除く）の15%相当額
 - ② 開設後3年以降は、発売金額（返還金を除く）の12.5%相当額
- 2 笠松競馬以外の勝馬投票券を発売した場合の委託料は、発売金額（返還金を除く）の12.5%相当額とする。
- 3 委託料は一開催ごとの金額を翌月末までに支払う。

(受託者の責任)

第9条 受託者は、ミニ場外の維持管理を自ら行うとともに当ミニ場外の円滑な運営を行うものとし、競馬組合・来場者・周辺住民に不測の損害を与えないようつとめなければならない。

- 2 受託者は、ミニ場外運営に伴い生じる経営上の損失について競馬組合に補填を求めない。
- 3 受託者は、ミニ場外運営にあたって地元周辺対策を行うこととする。
- 4 受託者は、自らの過失によりミニ場外運営に支障を生じさせ競馬組合に損害を与えたときは、誠意をもって賠償しなければならない。
- 5 受託者は、競馬組合において賭式の変更、発売方法の変更等があったときは、自ら費用を負担して必要な改修を行う。
- 6 受託者は、競馬組合において情報伝達方法の変更があったときは、自ら費用を負担して必要な受信体制を整備すること。
- 7 前各号に定めるほか、詳細について競馬組合と受託者とで協議する。
- 8 競馬組合は、受託者が前各号の責任を十分に果たさないと認めたときは、契約を解除することができる。

(施設の仕様)

第10条 ミニ場外の位置、構造及び設備の基準は、平成4年農林水産省告示第1309号の定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの外、必要なことは競馬組合と開設推進者とで協議する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成17年2月28日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この改正以前に開設推進決定を受けているものについては、平成22年6月30日までに地元自治会及び地元自治体との協議が整わない場合は、開設推進決定は

効力を失うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に開設推進決定を受けているものについては、なお従前の例による。

別 表

平成 年 月 日

岐阜県地方競馬組合

管理者 笠松町長 広江 正明 様

申請者 印

確 認 書

ミニシアター〇〇の開設推進について、一切の経費は自己負担とし、全ての責任をもって開設推進いたします。